

毎月勤労統計調査地方調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、宮崎県における毎月の給与、労働時間及び雇用についての変動を明らかにし、景気動向の把握や労働経済の分析等のための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の対象

本調査は、日本標準産業分類のうち、農業、林業、漁業、一般公務を除くいわゆる16大産業に属する事業所で、常用労働者を常時5人以上雇っている宮崎県内の事業所から抽出した約560事業所について行う標本調査である。

3 調査期間

調査期間は1か月を単位としており、調査期日は毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には毎月最終給与締切日現在）である。

4 調査の方法

区 分	第一種事業所	第二種事業所
事業所規模	常用労働者を30人以上雇用する事業所	常用労働者を5～29人雇用する事業所
調査方法	事業主が調査票に記入して郵送またはオンラインにより提出する方式とする。	統計調査員が事業主に対して質問し、調査票を作成する方式又はオンラインにより提出する方式とする。
調査事業所数	約320事業所	約240事業所
抽出方法	<p>総務省統計局実施の経済センサス等※によって把握した事業所全数名簿を、産業・規模別に区分けし、その区分ごとに所定の抽出率で無作為に抽出する。</p> <p>※令和2年以降の抽出は経済センサスに変え、事業所母集団データベースによる年次フレームを用いている。</p>	<p>二段抽出の方法による。</p> <p>1次抽出は、経済センサスの調査区を数個ずつ統合して「毎勤第二種基本調査区」とし、ここから抽出した調査区を統計調査員が巡回し、「調査区内事業所名簿」を作成する。</p> <p>2次抽出は、作成した名簿から常用労働者5～29人の事業所を選び抜き、都道府県・産業別に所定の抽出率で無作為に事業所を抽出する。</p>
調査期間	<p>調査期間は原則として約3年である。</p> <p>事業所の入替えは、毎年、全体の調査事業所の3分の1ずつ入替える方式（ローテーション方式）で行う。</p>	<p>調査期間は原則として18か月である。</p> <p>事業所の入替えは、6か月ごとに3分の1ずつ入れ替える方式（ローテーション方式）で行う。</p>

5 用語の説明

調査事項	説明								
現金給与総額	賃金、給与、手当、賞与その他の名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の金額である。 「現金給与総額」＝「きまって支給する給与」＋「特別に支払われた給与」								
<table border="1"> <tr> <td>きまって支給する給与 (定期給与)</td> <td>労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給。家族手当、超過労働給与等を含む。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>所定内給与</td> <td>きまって支給する給与のうち所定外給与以外のもの。</td> </tr> <tr> <td>所定外給与 (超過労働給与)</td> <td>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	きまって支給する給与 (定期給与)	労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給。家族手当、超過労働給与等を含む。	<table border="1"> <tr> <td>所定内給与</td> <td>きまって支給する給与のうち所定外給与以外のもの。</td> </tr> <tr> <td>所定外給与 (超過労働給与)</td> <td>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。</td> </tr> </table>	所定内給与	きまって支給する給与のうち所定外給与以外のもの。	所定外給与 (超過労働給与)	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。		
きまって支給する給与 (定期給与)	労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給。家族手当、超過労働給与等を含む。								
<table border="1"> <tr> <td>所定内給与</td> <td>きまって支給する給与のうち所定外給与以外のもの。</td> </tr> <tr> <td>所定外給与 (超過労働給与)</td> <td>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。</td> </tr> </table>	所定内給与	きまって支給する給与のうち所定外給与以外のもの。	所定外給与 (超過労働給与)	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。					
所定内給与	きまって支給する給与のうち所定外給与以外のもの。								
所定外給与 (超過労働給与)	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。								
特別に支払われた給与 (特別給与)	労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的理由に基づいて労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。 ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金 ② ベースアップの差額追給分 ③ 3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当等) ④ 支給事由の発生が不定期なもの								
総実労働時間	労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。 「総実労働時間」＝「所定内労働時間数」＋「所定外労働時間数」								
<table border="1"> <tr> <td>所定内労働時間</td> <td>労働協約、就業規制等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。</td> </tr> <tr> <td>所定外労働時間</td> <td>早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等による実労働時間数。</td> </tr> </table>	所定内労働時間	労働協約、就業規制等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。	所定外労働時間	早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等による実労働時間数。					
所定内労働時間	労働協約、就業規制等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。								
所定外労働時間	早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等による実労働時間数。								
出勤日数	業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。								
常用労働者	常用労働者とは、 ① 期間を定めずに雇われている者 ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。								
<table border="1"> <tr> <td>一般労働者</td> <td>常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者。</td> </tr> <tr> <td>パートタイム労働者</td> <td>常用労働者のうち、 ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より少ない者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。</td> </tr> </table>	一般労働者	常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者。	パートタイム労働者	常用労働者のうち、 ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より少ない者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。					
一般労働者	常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者。								
パートタイム労働者	常用労働者のうち、 ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より少ない者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。								
パートタイム労働者比率	全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合のこと。								
入(離)職率	前月末労働者に対する月間の入(離)職者の割合のこと。入(離)職者には、同一企業内での事業所間の異動者を含む。								

6 指数の算出

各指数の計算は次式により行う。

$$\text{指 数} = \frac{\text{調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100 \text{ (小数点以下第2位四捨五入)}$$

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{各名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100 \text{ (小数点以下第2位四捨五入)}$$

なお、年平均の指数は各年1～12月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は、各名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについての年平均の比率で計算する。

7 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとに本県の規模5人以上の全ての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

統計表中の数値は四捨五入しているため、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値と一致しない。

利用上の注意

- 1 指数については令和2年平均を100として計算している。
- 2 常用雇用指数とその増減率は、労働者推計のベンチマークを令和4年1月分より更新したことに伴い、過去に遡って改訂している。
- 3 平成29年1月分調査結果から、平成25年10月に改定された日本標準産業分類に基づく集計結果を公表している。
- 4 統計表中の符号の用法は、以下のとおりである。
 - 「0」・・・表記単位に満たないもの
 - 「-」・・・該当数字がないもの
 - 「X」・・・事業所数が少数であるため公表しないもの
- 5 本調査は標本調査であり、常用労働者1人平均定期給与の標本誤差率が下記の範囲内となるよう、標本設計が行われている。

	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
	%	%	%	%
産業大分類※	10	10	10	0
中分類	10	10	10	0

※ 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)の一括分の抽出区分を含む